

# 愛媛若葉ひろみ句会

台風の過ぎて岩噛む怒涛かな

大川 眺春

被災地に苦痛二重の猛暑かな

松岡 寛孝

京よりの客をもてなす河鹿笛

小西 あや

術なかり豪雨のあと蝉しぐれ

浜田 千鶴

競い合ふ夕日にする法師蟬

高田 弘子

介護とは逆らはぬ事釣葱

伊藤 京

電気店セミの鳴き声流しおり

藤田 光子

盆休み何度もご飯炊き上げて

福本 恵子

秋立つやひと山越える心地して

井谷 けい

## わがまち自慢百景「ミニ四国日吉靈場」



県道沿いにある日吉靈場の本堂近くに位置する「ミニ四国日吉靈場」。以前は、勝山城跡地周辺の山道を開拓して作られた場所にありました。管理する側と参拝する側の高齢化を考慮し、今年4月、地域住民らの手によってこの場所に移設されました。

実際に四国八十八ヶ所から集めたお砂で作られているミニ四国。本来の四国巡礼と同じご利益が得られると言われています。1日で四国八十八ヶ所を回ってみませんか。



## 消費生活だより 「自然災害での消費者トラブル クーリング・オフを活用しよう！」

問 鬼北町消費生活相談窓口 内線 2216

台風、地震、大雪などの自然災害が起きると、被災地の消費生活センターには、それに関連した相談が寄せられます。特に多いのは、修理サービス、屋根工事、賃貸アパートなどについての相談です。代表的な事例としては、「災害で壊れた屋根の工事をしないかと、点検に来た業者に勧誘されて契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい」というようなケースがあります。

このように、訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。契約書面が交付されていなかったり、書面に不備があったりした場合には、いつでもクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフの効果として、すでに工事を済ませていても、事業者に対し、契約前の状態に

戻すよう請求することができます。その際、消費者が費用を負担する必要はありません。クーリング・オフ後に足場代などを請求されたという話を時々聞きますが、一切払わなくてもよいと法律で定められています。

住宅の修理工事をする際は、業者の説明をよく聞き、工事を行う必要があるのかどうかも含め、周囲に相談し、複数の業者から見積りを取ったうえで契約しましょう。

不安なときや困ったときは、契約手続きを行う前に、必ず役場の消費生活相談窓口に相談してください。

